

## 「2050年の森ファンクラブ」 規約（案）

### （名 称）

この会の名称は「2050年の森ファンクラブ」とする。

### （目 的）

この会は、「2050年の森」を活動のフィールドとし、将来の自然環境、森林環境のあり方を考え活動すること、また森林作業を体験し、自然に触れることで心を癒すことを目的とする。また、自然、森林の持つ資源を有効活用し、広く情報発信することに努める。

### （活動拠点）

この会の活動の拠点は山口市阿知須きらら博記念公園、2050年の森とする。

### （活動内容）

- (1) 区域内の森林（必要に応じて区域外の森林）のもつ多面的機能の向上、持続再生可能な森づくりを目的に、2050年の森のあるべき姿をお互いの共通認識とし、活動の推進を図る。
- (2) 会の活動目的を広く情報発信し、多くの市民に理解、参加を促す。
- (3) 具体的活動内容については2050年の森ファンクラブ活動マニュアルに定める。

### （組 織）

この会の会員は、会の目的に賛同するものをもって組織し、入会については会長が認める者とする。

1. 事務局は山口市阿知須きらら博記念公園内に置く。
2. 活動を推進するにあたり、総務・企画・広報部門、緑地管理等の部門を設け事業推進を行う。各部門は指定管理者と緊密な情報交換を行い円滑な事業推進を図る。
3. 会員は原則、個人会員として参加する。ただし会長が認めた場合は団体、企業会員として参加出来る。

### （役 員）

この会は会長1名、幹事若干名、監事、会計(事務局)を置く。

### （役員任期）

役員任期は3年とする。

### （活 動）

会議、活動は計画に則り会長が招集する。

### （会 費）

入会金は徴収しない。活動の資金として年会費を納める。個人会員は、年2,000円、企業、団体会員は年5,000円を徴収する。

### （その他）

その他必要事項については幹事会で協議の上決定する。

2050年の森ファンクラブは2050年の森指定管理者とは全く別組織であり、指定管理者と協議の上、活動計画を作成し、活動実施を行う。

この規約は令和2年8月1日より施行する。

## 「2050年の森 ファンクラブ」 活動マニュアル

「2050年の森 ファンクラブ」では活動の実施に関して次の事項を定める。

- 1 活動の招集は会長が行う。
- 2 活動の内容については活動計画に則り、また、次の各分野毎の活動を実施する。所属は重複を可とする。

### 活動の分類

- 1) 総務 (企画、広報、会報紙、情報収集発信、会計)
  - 2) 緑地管理業務 (草刈、除伐等樹木管理)
  - 3) イベント業務 (体験イベント等の実施)
  - 4) 資金提供 (クラウドファンディング)
  - 5) その他
- 3 活動にかかる機械、器具、燃料等の資機材については指定管理者が貸与、提供する。保有数量に限りがあるため、必要に応じて機械器具の持ち込みを行う。
  - 4 万が一の労務災害に備えては指定管理者が傷害保険に加入する。
  - 5 作業の技術的指導については必要に応じて指定管理者が行う。
  - 6 活動に当たっては、必要に応じ労働安全研修を実施し安全第一を心がける。
  - 7 作業の内容によっては資格等が必要となるため、必要に応じて資格取得の指導を行うとともに、技術向上のための研修会を実施する。

令和2年8月1日 作成